

香川県スポーツ施設条例に定める香川県立武道館使用料

施設等	単位	金額
競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	１時間当たり	４,４１０円
入場料を徴収しない場合	１時間当たり	１,４６０円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	１時間当たり	１７,６８０円
入場料を徴収しない場合	１時間当たり	４,４１０円
専用使用でない場合	別に教育委員会規則で定める額	
附属施設、附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	

香川県スポーツ施設管理運営規則に定める香川県立武道館使用料

(１) 競技場を利用する場合

ア 専用使用の場合

時間		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	9:00～ 21:00	9:00～17:00に おいて分割し て利用する場 合１時間につ き	17:00～21:00 において分割 して利用する 場合１時間につ き	9:00前又は 21:00後に おいて利用 する場合１ 時間につき
利用区分									
アマチ ュアス ポーツ の場合	入場料を 徴収する 場合	8,410円	9,490円	11,940円	15,670円	26,650円	3,310円	4,410円	4,410円
	入場料を 徴収しな い場合	2,790円	3,150円	3,970円	5,210円	8,870円	1,080円	1,460円	1,460円

時間		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	9:00～ 21:00	9:00～17:00に おいて分割し て利用する場 合 1 時間につ き	17:00～21:00 において分割 して利用する 場合 1 時間につ き	9:00前又は 21:00後に おいて利用 する場合 1 時間につき
利用区分									
アマチ ュアス ポーツ	入場料を 徴収する 場合	33,720円	38,010円	47,830円	62,760円	106,610 円	13,250円	17,680円	17,680円
以外の 場合	入場料を 徴収しな い場合	8,410円	9,490円	11,940円	15,670円	26,650 円	3,310円	4,410円	4,410円

イ 専用使用でない場合

利用 区分	団体使 用	個人使用					
		一般			生徒及び児童		
単位	10人につ き 1 時 間当 たり	1 人につ き 1 回	1 人につ き 1 月	1 人につ き 3 月	1 人につ き 1 回	1 人につ き 1 月	1 人につ き 3 月
使用 料の 額	580円	90円	540円	1,350円	70円	420円	1,050 円

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区 分	研修室を会議等を利用 する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1 時間	1 時間	1 式 1 回	1 回 1 時間	1 回
使用料 の額	710円	110円	1,960円	850円	90円